

## 住宅改修費の支払方法の「選択制」の実施について

令和8年4月1日から、被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払いの要件を下記のとおりに変更します。

それに伴い、従来まで「償還払い」を原則としてきましたが、下記の要件を満たす方については、「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかを選択することができます。

●次のすべての要件を満たす方については、「受領委任払い」を選択できます。

- (1) 介護保険料に未納がない方
- (2) 給付制限等を受けていない方
- (3) 要介護(要支援)認定の新規申請中でない方
- (4) 入院または入所していない方
- (5) 受領委任払いについて、住宅改修業者の同意が得られている方

※工務店等の介護保険の事業所番号の登録がない事業所については「受領委任払い」の対応ができませんので、予めご了承ください。

(変更点)

・市民税非課税世帯の方の要件が無くなります。

●「受領委任払い」の申請手続き・支給までの流れについて

(1) 事前承認申請 (利用者→市)

提出書類 ・住宅改修費事前承認申請書(受領委任払い用)  
・理由書 ・見積書 ・見取図 ・改修場所の写真(日付入り)

↓

(2) 承認決定(市→利用者)

↓

(3) 工事着工・完了

↓

(4) 利用者が1割、2割または3割の金額を住宅改修業者へ支払い

↓

(5) 支給申請(利用者→市)

提出書類 ・住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)  
・自己負担分の領収書  
・改修後の写真(日付入り)  
・住宅改修費請求書・代理受領委任状

↓

(6) 市が住宅改修業者へ残りの9割、8割または7割を支給する。